

地方分権改革推進委員会  
第2次勧告  
(出先機関改革の概要)

# 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(抄)

## 第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

### 4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成20年度内に策定することを要請する。同時に、以下の6で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

(中略)

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。(別添)

(中略)

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

### 5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

#### (1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表(計116事項)

## (2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

### ① 個別出先機関の組織の改革の方向

[厚生労働省関係]

#### 地方厚生局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

#### 都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小を図るべきである。

#### 中央労働委員会地方事務所

- 組織を廃止する（※）。

(※)別紙2の個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表の見直し内容において「特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。」とされている。

## 6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い

### (1) 人員の移管等の取扱い

(略)

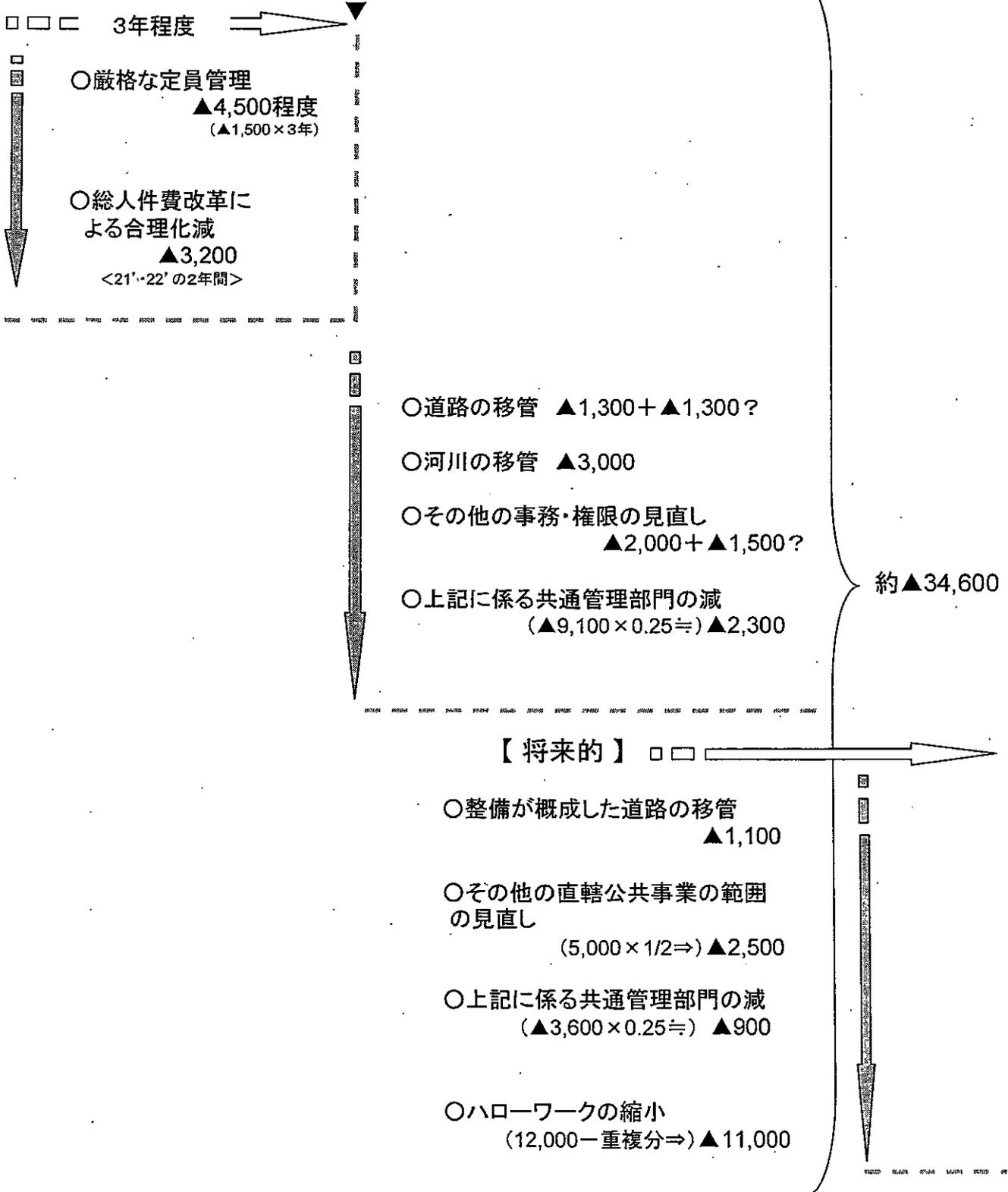
### (2) 財源の手当ての取扱い

(略)

# 国の出先機関改革に関する試算

国の出先機関(15系統)【20'末定員95,836人】

(組織の抜本改革のXデー)



## 個別出先機関の事務・権限の 見直し事項一覧表

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
総務部等	—	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。
労働基準部	労働基準監督署	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査	民間委託の拡大等を進める。
職業安定部 等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督）	地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所 出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所 出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

厚生労働省 中央労働委員会 地方事務所			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
地方調査官	—	中央労働委員会の地方における次の事務の整理 ・ 特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・ 特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務	特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。

2008年12月16日

地方分権改革推進委員会

## 決 議

本地方分権改革推進委員会が12月8日にとりまとめ、同日、麻生総理大臣に提出した第2次勧告では、地方分権改革推進のため、国の出先機関の廃止など抜本的な統廃合を提言した。これは、地域民主主義からのガバナンスがこれまで十分機能してこなかった国の出先機関を根底から見直す内容であり、第2次勧告の要となる部分である。

こうした要となる部分を着実に実施していくため、本勧告第2章第4節において、国の出先機関改革を断行し、将来的には35,000人程度の出先機関職員の削減を目指すべきであるとする試算を明らかにしている。この試算は、本勧告で政府に対して具体的な措置を求める事項となっている第2章第5節及び第6節の前提となるものである。第4節までを第5節及び第6節と切り分けることなく、一体として踏まえた上で、政府は今年度内に作成する工程表をはじめとして、具体化に向けた措置を進めていく必要がある。将来的な35,000人程度の出先機関職員削減数を目標として設定し、同勧告の趣旨をしっかりと踏まえて取り組むよう、ここに、あらためて政府に強く要請するとともに、本委員会の考えを明確にするものである。